

1. 目的

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）は、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的としている。

研究活動を通じて得られる研究データは重要な知的資産であり、センターは、これらのデータについて、適切な管理を行いつつ、広く有効な利活用を図るよう、積極的な措置を講ずる必要がある。

このため、センターにおける研究データの収集、管理、利活用等に関する基本的な方針を、「研究データポリシー」として、以下のとおり定める。

2. 対象とする研究データ

本ポリシーの対象とする研究データは、次に掲げるとおりとする。

(1) 研究データの形式

電磁的方式（電子的方式、磁気的方式、光学的方式、その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう）で記録されたもの。

(2) 研究データの種類

- ア センターの職員等が職務上得た研究成果物のうち、論文、データベース、ソフトウェア等として一般に公表されたもの。
- イ センターの職員等が職務上得た研究成果物で一般に公表されていないもの（論文等の公表データの元となったバックデータ等を含む）のうち、センターが組織として収集・保管し、利活用を図るべきものとして選定したもの。
- ウ センター外の者が作成した研究データであって、センターが構築するデータベース等を通じた利活用を図るため、センターが提供を受けたもの。

3. 基本的な考え方

2. の研究データの取扱いについては、研究成果等の取扱いや情報セキュリティ、個人情報保護等に関するセンターの諸規定その他の関係規程に定めるところによるほか、以下の考え方による。ただし、2（2）ウの研究データについて、個別の契約等で別に定めるところがある場合は、それに従うものとする。

(1) データ管理計画

- ア センターは、多様な研究データの各々の性質や来歴等に留意しつつ、センターにおける研究データの取扱い一般に関するデータ管理計画（Data Management Plan: DMP）

を定め、研究データの収集・管理、利活用等に関する共通的な事項を示す。

イ アに掲げるもののほか、センターにおいては、必要に応じて各般の研究プロジェクト等におけるデータ管理計画を策定するものとする。

(2) 研究データの収集・保管

センターは、センター内外から広く研究データを収集し、センターが構築するデータベース等又は各研究プロジェクト等のデータ管理計画で指定するリポジトリ等において、適切に保管する。

(3) 研究データの品質の確保

ア センターは、研究データの相互運用その他の利活用のためのデータの信頼性、正確性、機械可読性、トレーサビリティなど、研究データの品質の確保に努める。

イ センターは、研究データに適切なメタデータや識別子を付与し、収集・保管など管理や提供、公開の際の利便性の向上に努める。付与するメタデータの語彙や識別子については、各研究分野において標準的に使用されているものを使用し、相互運用性の向上を図る。

(4) 研究データの提供・供用

ア センターは、研究データに関する権利に配慮しつつ、その効果的な提供・供用を通じ、センター内外のデータの利活用による多様な知の融合を促進し、発展的な成果を生み出すことを目指す。

イ センターは、研究データの提供・供用を行う際には、提供・供用を受けた者が当該データを用いて作成する論文等の研究成果物等の公表の可否や、当該論文等におけるデータ引用元の表示と方法など必要な条件を示し、これらを遵守するよう求める。

ウ センターは、研究データの提供・供用に際し、センターの研究開発及び知的財産に関する方針その他の観点から、データへのアクセス権の制限、アクセス範囲の限定その他の制限措置をとることがある。

(5) 研究データの公開

ア 本ポリシーにおいて「公開」とは、インターネット上で公表し、アクセスできるようにすることを意味する。

イ センターは、研究データが持つ公益性やこれに対する社会的ニーズ等に鑑み、これらを公開することを原則とする。ただし、知的財産権等の保護や個人情報保護その他の観点から、公開することが適当でないものについては、公開の対象外とする。

ウ センターは、公開の対象とする研究データについて、可能な限り速やかな公開に努める。ただし、合理的な範囲において、公開までの準備期間又は猶予期間を設定することがある。

エ センターは、公開の対象とする研究データについて、可能な限り継続的な公開に努める。ただし、やむを得ない事由がある場合には、センターの判断により、公開を打ち切ることがある。

オ センターは、研究データの公開に際しては、センターにおける情報セキュリティの確保や研究データの適正な利活用の確保等の観点から、必要に応じ、当該データへのアクセスや当該データの利用、第三者への提供等に関し、条件を付すことがある。

(6) 研究データの廃棄

センターは、センターの判断により、保管している研究データを廃棄することがある。

(7) 研究データの帰属

ア センターの職員等が研究成果等として得た研究データは、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター研究成果等管理規程（平成14年7月1日14国研セ第7-3号）に基づき、センターに帰属する。ただし、別に特段の定めがある場合は、当該定めによる。

イ センター又はセンターの職員が他の機関等との共同研究の成果物等として得た研究データの帰属については、当該他の研究機関等との取り決めによる。

ウ 他の機関等から提供を受けた研究データの帰属については、別に定めるところによる。

(8) 免責

センターは、センターの正当な手続きによる研究データの収集、保管・供用、公開、廃棄その他の取扱い及びそれらの研究データの利用によって生じる一切の損害について責任を負わない。

(9) 事務局

このガイドラインの事務局は、企画連携部企画管理室に置く。

附 則（平成31年 1月22日 30国研セ第19010903号）

この規程は、平成31年 1月22日から施行する。